

太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する協定書（素案）

○○（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電設備設置事業について、塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年塩尻市条例第12号）第10条の規定により協定を締結する。

（事業の実施）

第1条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

事業の種類 ○○発電事業（○○発電設備の設置と管理）

事業地 ○○ほか○○筆

事業面積 ○○平方メートル

事業規模 出力○○キロワット

協定対象期間 ○年○月○日（協定締結の日）から事業の終了後、原状回復まで

（乙の責務）

第2条 乙は、事業の実施に当たっては、別紙に掲げる事項について誠実に履行するものとする。

（甲、乙の協力）

第3条 甲及び乙は、事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（着手及び工事の完了）

第4条 乙は、事業に着手しようとするときは、あらかじめ、甲に対して事業に着手することについて、文書をもって伝えるものとする。

2 乙は、工事が完了したときは、速やかに、甲に対して工事が完了したことについて、文書をもって伝えるものとする。

（事業の変更）

第5条 乙は、事業を変更しようとするときは、甲に届け出るとともに、本協定の改定について協議するものとする。

（事業の廃止）

第6条 乙は、事業を廃止しようとするときは、甲に届け出るとともに、事前に廃止の詳細について協議するものとする。

(継承に係る措置)

第7条 乙は、事業の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は貸し付けようとするときは、あらかじめ甲と協議するとともに、この協定の効力を当該第三者に継承するものとする。

(協定の存続)

第8条 事業の実施に当たっては、乙以外の事業者に変更又は交代した場合においても、この協定の効力は存続するものとする。

(疑義等の処理)

第9条 甲及び乙は、この協定に関して疑義が生じたとき又はこの協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印の上各自1通を所持する。

○年○月○日

甲 住 所

職 氏 名

印

乙 住 所

事業者名

職 氏 名

印

(改ページ)

別紙 (○年○月○日確認)

(以下、甲乙間で取り決めの事項を記載)

1

2

3